

狩猟免許試験の実施について（公告）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成30年4月20日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

1 試験の日時及び場所

試 験			試験会場 (所在地)	対象地域	申請期間
月 日	受付時間	開始時間			
7月16日 (月・祝)	午前9時	午前9時30分	新発田市カルチャーセンター (新発田市本町4丁目16-83)	村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町	6月4日(月) ～6月25日(月)
			長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)	長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村	
			上越地域振興局健康福祉環境部 (上越市春日山町3-8-34)	上越市、妙高市、糸魚川市	
			新潟テルサ (新潟市中央区鐘木185-18)	新潟市、五泉市、阿賀町、佐渡市、燕市、三条市、加茂市、田上町、弥彦村	
9月22日 (土)	午前9時	午前9時30分	サン・ワークしばた (新発田市五十公野4475-3)	村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、新潟市、五泉市、阿賀町、佐渡市	8月6日(月) ～8月27日(月)
			長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)	燕市、三条市、加茂市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村	
			上越地域振興局健康福祉環境部 (上越市春日山町3-8-34)	上越市、妙高市、糸魚川市	
11月21日 (水)	午前9時	午前9時30分	長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)	燕市、三条市、加茂市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村、上越市、妙高市、糸魚川市	10月10日(水) ～10月31日(水)
			新潟県自治会館 (新潟市中央区新光町4-1)	村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、新潟市、五泉市、阿賀町、佐渡市	

2 受験資格

新潟県内に住所を有する試験当日20歳以上（網猟免許又はわな猟免許を受験する場合は18歳以上）の者

3 受験申込みの手続

(1) 提出書類

狩猟免許申請書に必要事項を記入し、所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背

景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真をはり付け、所定の狩猟免許手数料（新潟県収入証紙5,200円（現に受けている狩猟免許と異なる狩猟免許を受けようとする場合にあっては、3,900円））を添えて提出すること。

(2) 添付書類

ア 猟銃・空気銃所持許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者は当該許可に係る許可証の写し

イ 医師の診断書（アの許可を受けていない者）

アの銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けていない者は医師の診断書（①統合失調症、②そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、③てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）及び④自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気並びに⑤麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒に関するもの）。

診断書は、受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度診断書を提出した者が同一年度内に再受験する場合は、申し出により診断書提出を省略できるものとする。

ウ 住民票

受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度住民票を提出した者が同一年度内に再度受験する場合は、前回受験時から住所の変更がない場合に限り、申し出により住民票提出を省略できるものとする。

(3) 書類の提出先及び受付期間

受験者の住所地を管轄する地域振興局健康福祉（環境）部（新潟市に住所を有する者は新潟県県民生活・環境部環境企画課）に、第1回（平成30年7月16日実施）を受験しようとする者にあつては平成30年6月4日から6月25日までの間に、第2回（平成30年9月22日実施）を受験しようとする者にあつては平成30年8月6日から8月27日までの間に、第3回（平成30年11月21日実施）を受験しようとする者にあつては平成30年10月10日から10月31日までの間に提出すること。

4 受験者への通知等

狩猟免許申請書を受理した後、受験者へ免許試験の日時及び会場を明示した受験票を送付する。

5 狩猟免許試験の内容、順序等

狩猟に関する適性、技能及び知識について行うが、これらの試験を行う順序は適性試験、知識試験、技能試験とし、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者は、技能試験を受けることができない。

6 試験会場の指定

試験会場は、受験者の住所地ごとに、1の試験の日時及び場所のとおり対象地域が定められているので、受験票に明示された会場で受験すること。指定会場以外で受験を希望する場合は、申請の際に、申し出るものとする。指定された日時及び会場で受験できない場合は、指定された日の3日前までに狩猟免許申請書を提出した地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課に申し出ること。

7 狩猟免許試験の合格者

狩猟免許試験に合格した者に対し、狩猟免許状を交付する。

8 狩猟免許試験についての問い合わせ

新潟県県民生活・環境部環境企画課（電話025(280)5152）、又は地域振興局健康福祉（環境）部に問い合わせること。